

# マイナンバーをお忘れなく!

問 仙北市税務課（田沢湖町舎）☎43-1117

# 市県民税などの申告は3月15日金までです

## 忘 れずに申告しましょう

令和6年1月1日現在、仙北市にお住まいの方は、仙北市に前年中（令和5年1月1日から12月31日まで）の収入状況を申告しなければなりません。申告書用紙は1月下旬から税務課、各市民センター・名出張所の窓口に備え付けますので、3月15日（金）までに申告してください。

なお、2月7日（水）から3月15日（金）まで10・11ページに掲載の日程表のとおり申告相談日を設けますので、「ご利用ください（この期間中は、税務課、各市民センター・名出張所の窓口では受付を行わない）」注意ください。

申告相談は本人の自己申告を元に申告書の作成、相談に応じるもの。必要な資料などをお持ちいただけない場合には、申告書を作成できない」とあります。

## 必 要な資料を「準備ください

申告相談は本人の自己申告を元に申告書の作成、相談に応じるもの。必要な資料などをお持ちいただけない場合には、申告書を作成できない」とあります。

申告書用紙は1月下旬から税務課、各市民センター・名出張所の窓口に備え付けますので、3月15日（金）までに申告してください。

## 次 のいざれかに該当する方は原則市県民税の申告は必要ありません

- ① 税務署へ確定申告書を提出する方
- ② 1か所からの給与収入のみの方で、そのほかに収入がなく、勤務先で年未調整を済ませた方
- ※ただし、年末調整（社会保険料等控除、配偶者・配偶者特別控除、扶養控除、生命保険・地震保険料控除、2年以内の住宅借入金等特別控除）で調整手続きが完了した控除以外の控除または、控除の修正・追加などの適用を受けようとする方は申告していくださう（e-Taxがおすすめです）。
- ④ 公的年金収入のみの方で、令和5年中の収入が148万円以下の方
- ⑤ 保険者へ扶養親族等申告書を提出済みであって、配偶者控除または扶養控除以外の申告する控除がない方。
- ※ただし、各種控除の適用などを受けよのじする方は申告していくださう。

## 農 業や事業を営んでいる方へ

農業や事業を営んでいる方で青色申告をされている方については、申告相談での申告書の作成ができませんので、直接税務署に申告していくださう。

農業・営業・不動産収入がある方は、「収支内訳書」をあらかじめ作成してから、会場にお越しください。作成されない場合は申告相談をお受けできません。

「収支内訳書」をあらかじめ作成してから、会場にお越しください。作成されない場合は申告相談をお受けできません。

## 申 告書などの用紙について

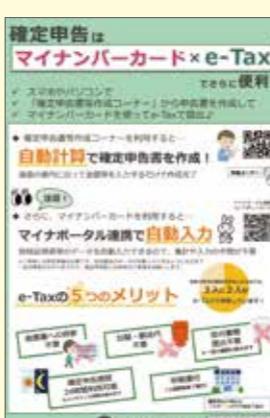
名戸舎・名出張所の窓口に1月下旬から備え付けますので、「利用ください」（この期間中は、税務課、各市民センター・名出張所の窓口では受付を行わない）注意ください。

市町村民税・県民税（国民健康保険税）申告書、医療費控除の明細書については仙北市ホームページ（[https://www.city.semboakuakita.jp/citizens/dl\\_service/seimyu\\_minzei.html](https://www.city.semboakuakita.jp/citizens/dl_service/seimyu_minzei.html)）からダウンロードしてお使いください。

## 申告相談に持参するもの

- ① 申告する方全員のマイナンバーがわかるもの  
▼ マイナンバーカード、通知カード、マイナンバー付き住民票のいざれか
- ② 申告する方全員の本人確認・身元確認ができるもの  
▼ パスポート、障害者手帳など
- ③ 収入額などを証明するもの  
▼ マイナンバーカード、運転免許証、パスポート、障害者手帳など
- ④ 各種控除の適用を取ける際の証明となるもの  
（例）▼ 健康保険料、健康保険税、国民年金保険料、介護保険料の領収書など  
▼ 生命保険料、地震保険料などの控除証明書  
▼ 障害者手帳、学生証などの証明書  
▼ 福祉事務所で発行する認定書（寝たきりなどによる介護を要する方）  
▼ 医師などが発行する証明書（おむつなどを使う必要がある方）  
▼ 寄付金の領収証など
- ⑤ e-Tax「利用者識別番号」がわかるもの（取得されている方のみ）  
▼ 所得税の還付を受ける場合  
⑥ 税務署から送付された「確定申告書用紙」または「確定申告のお知らせ」はがき

## 01 簡単に作成！



## e-Tax

### ぜひ利用ください！

国税庁と仙北市では、申告相談の手続きを効率的に行えるよう「e-Tax（電子申告）」の利用を推進しています。申告する方の利便性向上、さらには新型コロナウイルス感染症予防対策の観点からも、ぜひ利用ください。

## 02 電子で送信！

詳しいは国税庁ホームページ（<https://www.e-tax.nago.jp/>）をご確認ください。



# 令和6年市県民税 申告相談 日程表 ▶ 2月7日㈭～3月15日㈮

① お願い 新型コロナウイルス感染症・季節性インフルエンザなどの予防対策として、1日の申告相談受付人数に制限を設け、対象地区ごとに日数・人数を調整していますので、できるだけお住まいの地区相談会場で申告をお願いします。

日	月	火	水	木	金	土
受付日時					1 8:45から 15:30まで 西明寺・中川地区全域 角館交流センター	2
対象地区						実施しません
相談会場						
午前制限人数	3	4 8:45から 15:30まで 西明寺・白岩地区全域 角館交流センター	5 8:45から 15:30まで 雲沢地区全域 角館交流センター	6 8:45から 15:30まで 角館町内全域 角館交流センター	7 8:45から 15:30まで	8 8:45から 15:30まで 角館町内全域 角館交流センター
午後制限人数	75人 65人	65人 55人	95人 80人	90人 75人	100人 90人	90人
受付日時	3 実施しません	4 実施しません	5 実施しません	6 実施しません	7 実施しません	8 実施しません
対象地区						
相談会場						
午前制限人数	75人 65人	65人 55人	95人 80人	90人 75人	100人 90人	90人
午後制限人数						
受付日時	10 8:45から 15:30まで	11 8:45から 15:30まで	12 8:45から 15:30まで	13 8:45から 15:30まで	14 8:45から 15:30まで	15 8:45から 15:30まで
対象地区						
相談会場						
午前制限人数	125人 105人	110人 110人	105人 85人	95人 75人	90人 75人	75人 55人
午後制限人数						

## 今年も感染症対策（申告相談受付人数の制限）を行います

- 新型コロナウイルス・季節性インフルエンザの感染予防対策、および会場内の混雑緩和のため、1日あたりの申告相談受付人数に制限を設けます。なお、制限人数に達した場合は、後日再来場をお願いします。※発熱症状がある方や体調不良の方は入場をお断りします
- 混雑の状況によっては受付から相談をお受けできるまで時間がかかる場合があります。順番が来たときには携帯電話にご連絡させていただくため、受付の際に携帯電話番号をお聞きしますので事前に自身の携帯電話番号を控えておいていただくようお願いします。

**番号札を配布します**  
**8時15分から**番号札を配布します。「午前の部」の番号札がなくなり次第、「午後の部」の番号札を配布します。  
 ※先着順で配布することをご了承願います。  
 ※12時から13時までは申告相談を実施しません。



日	月	火	水	木	金	土
受付日時	2 8:45から 15:30まで 西明寺・中川地区全域 角館交流センター				1 8:45から 15:30まで 田沢地区全域 田沢交流センター	2
対象地区						
相談会場						
午前制限人数					70人 50人	105人 80人
午後制限人数						85人 80人
受付日時	4 実施しません	5 実施しません	6 実施しません	7 9:00から 14:30まで 田沢地区全域 田沢湖総合開発センター	8 8:45から 15:30まで 生保内地区全域 田沢湖総合開発センター	9 8:45から 15:30まで
対象地区						
相談会場						
午前制限人数					70人 50人	105人 80人
午後制限人数						85人 80人
受付日時	10 8:45から 15:30まで	11 8:45から 15:30まで	12 8:45から 15:30まで	13 8:45から 15:30まで	14 8:45から 15:30まで	15 8:45から 15:30まで
対象地区						
相談会場						
午前制限人数	125人 105人	110人 110人	105人 85人	95人 75人	90人 75人	75人 55人
午後制限人数						
受付日時	16 8:45から 15:30まで	17 8:45から 15:30まで	18 8:45から 15:30まで	19 8:45から 15:30まで	20 8:45から 11:45まで	21 9:00から 14:00まで
対象地区						
相談会場						
午前制限人数					神代地区全域 就業改善センター	上桧木内地区全域 紙風船館
午後制限人数					85人 50人	60人 30人
受付日時	22 9:00から 15:30まで	23 8:45から 15:30まで	24 8:45から 15:30まで	25 実施しません	26 9:00から 11:45まで	27 8:45から 15:30まで
対象地区						
相談会場						
午前制限人数						
午後制限人数						
受付日時	28 8:45から 15:30まで	29 8:45から 11:45まで	30 8:45から 15:30まで	31 8:45から 15:30まで	32 9:00から 14:00まで	33 8:45から 15:30まで
対象地区						
相談会場						
午前制限人数						
午後制限人数						
受付日時	34 9:00から 14:00まで	35 8:45から 15:30まで	36 8:45から 15:30まで	37 8:45から 15:30まで	38 9:00から 14:00まで	39 8:45から 15:30まで
対象地区						
相談会場						
午前制限人数						
午後制限人数						
受付日時	40 9:00から 14:00まで	41 8:45から 15:30まで	42 8:45から 15:30まで	43 8:45から 15:30まで	44 9:00から 14:00まで	45 8:45から 15:30まで
対象地区						
相談会場						
午前制限人数						
午後制限人数						

**制限人数を超えた場合**  
 仙北市の公式LINE【税情報】でお知らせしますので、登録をお願いします。

友だち追加は下記の二次元コードまたはID検索「@citysemboku」から

